

件名

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常
の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及
び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を定める件

○金融庁告示第七十七号

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の見込みを超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和七年金融庁告示第七十四号）第一条第六号及び第七号の規定に基づき、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の見込みを超える危険に相当する額の計算方法等を定める件に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を次のように定める。

令和七年七月二十三日

金融庁長官 伊藤 豊

保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の見込みを超える危険に相当する額の計算方法等を定める件に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分を定める件（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の見込みを超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（次条及び第三条において「ソルベンシー・マージン比率告示」という。）において使用する用語の例による。

（適格格付機関）

第二条 ソルベンシー・マージン比率告示第一条第六号に規定する金融庁長官が別に定める格付機関（以下「適格格付機関」という。）は、次に掲げる格付機関とする。

- 一 株式会社格付投資情報センター
- 二 株式会社日本格付研究所
- 三 ムーディーズ・インベスターズ・サービス
- 四 S&Pグローバル・レーティング
- 五 フィッチ・レーティングス
- 六 DBRS
- 七 AM Best

（適格格付機関の格付と格付区分との対応関係）

第三条 ソルベンシー・マージン比率告示第一条第七号に規定する適格格付機関の格付に対応するものとして金融庁長官が別に定める区分（以下「格付区分」という。）は、次の各号に掲げる格付の種類に応じ、当該各号の表に定めるとおりとする。ただし、債務者が格付の付与された債務を履行しないときは、当該格付を付与された債務の格付に対応する格付区分は、当該各号の規定にかかわらず、債務不履行状態とする。

- 一 個別格付又は債務者信用力格付

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	S & P グローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス	DBRS	AM Best
1	AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA	AAA	aaa
2	AA	AA	Aa	AA	AA	AA	aa
3	A	A	A	A	A	A	a
4	BBB	BBB	Baa	BBB	BBB	BBB	bbb
5	BB	BB	Ba	BB	BB	BB	bb
6	B	B	B	B	B	B	b
7	CCC 以下	CCC 以下	Caa 以下	CCC 以下	CCC 以下	CCC 以下	ccc 以下

二 短期格付

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	S & P グローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス	DBRS	AM Best
1							
2	a-1	J-1	P-1	A-1	F1	R-1	AMB-1+
3	a-2	J-2	P-2	A-2	F2	R-2	AMB-1
4	a-3	J-3	P-3	A-3	F3	R-3	AMB-2、AMB-3
5							AMB-4
6	b	NJ	NP	B	B	R-4	
7	c	D		C 以下	C 以下	R-5 以下	

三 財務力格付

格付区分	株式会社格付投資情報センター	株式会社日本格付研究所	ムーディーズ・インベスターズ・サービス	S & P グローバル・レーティング	フィッチ・レーティングス	DBRS	AM Best
1	AAA	AAA	Aaa	AAA	AAA	AAA	
2	AA	AA	Aa	AA	AA	AA	A+
3	A	A	A	A	A	A	A
4	BBB	BBB	Baa	BBB	BBB	BBB	B+
5	BB	BB	Ba	BB	BB	BB	B
6	B	B	B	B	B	B	C+
7	CCC 以下	CCC 以下	Caa 以下	CCC 以下	CCC 以下	CCC 以下	C 以下

(適格格付機関の基準)

第四条 第二条の規定により適格格付機関を定めるに当たっては、信用格付業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。以下この条及び次条第五項第三号において同じ。）又は信用格付業者を含む法人等の集団に属する者であって、次の各号に掲げる基準の全てに適合し、かつ、その状態が継続すると認められるものであることとす

る。ただし、保険監督者国際機構の定める国際資本基準において本邦内に本店又は主たる事務所を有する保険会社等が利用することが認められている格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する者（信用格付業者又は信用格付業者を含む法人等の集団に属する者を除く。以下「利用可能格付機関」という。）であつて、次条第一項の規定による届出をしたものについては、この限りではない。

- 一 客観性の基準
 - 二 独立性の基準
 - 三 透明性の基準
 - 四 情報開示の基準
 - 五 人材及び組織構成の基準
 - 六 信頼性の基準
 - 七 非依頼格付の濫用禁止の基準
 - 八 金融当局との協力の基準
- （利用可能格付機関の届出）

第五条 利用可能格付機関に該当する者は、別紙様式第一号により届出書を作成し、当該届出書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）（外国法人に限る。）は、国内における代表者を定めるものとする。この場合において、当該国内における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者とする。

3 第一項に規定する届出書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 商号又は名称
- 二 役員の氏名又は名称
- 三 格付に係る業務を行う営業所又は事務所（届出者が外国法人である場合にあっては、本店又は主たる営業所若しくは事務所）の名称及び所在地
- 四 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 五 届出者（外国法人に限る。）に関する次に掲げる事項
 - イ 前項に規定する国内における代表者の氏名又は名称
 - ロ 本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国において格付に係る業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるもの（以下この号において「外国行政機関等」という。）の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地

4 第一項に規定する届出書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- 一 次項第二号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
- 二 定款及び会社の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

- 三 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 四 役員に関する次に掲げる書面
 - イ 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員沿革を記載した書面）
 - ロ 住民票の抄本（役員が法人である場合には、当該役員登記事項証明書）又はこれに代わる書面
 - ハ 旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を、氏名に併せて第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - ニ 役員が次項第三号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
 - ホ 役員が次項第三号イ又はハからヌまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 五 届出者（外国法人に限る。）の第二項に規定する国内における代表者に関する次に掲げる書面
 - イ 履歴書（国内における代表者が法人である場合には、当該国内における代表者沿革を記載した書面）
 - ロ 住民票の抄本（国内における代表者が法人である場合には、当該国内における代表者登記事項証明書）又はこれに代わる書面
 - ハ 旧氏及び名を、氏名に併せて第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
 - ニ 届出者が、国内における代表者に、第一項の届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面
- 六 届出者が前条各号に掲げる基準に適合し、かつ、その状態が継続すると認められるものであることを明らかにする書面
- 5 金融庁長官は、届出者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は届出書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その者を適格格付機関として指定しないものとする。
 - 一 法人でない者
 - 二 次のいずれかに該当する法人
 - イ 金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消され、同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消され、同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消され、同法第六十三条の五第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により適格機関投資家等特例業務（同法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止を命ぜられ、同法第六十三条の十三第三項（同法第六十三条

の十一第二項において準用する場合を含む。)の規定により海外投資家等特例業務(同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。以下この号及び次号において同じ。)の廃止を命ぜられ、同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消され、同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消され、同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消され、若しくは同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項(第二号、第三号及び第五号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(有価証券等仲介業務(同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下この号及び次号において同じ。)の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。)を取り消され、若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務の廃止を命ぜられ、その取消し若しくは命令の日から五年を経過しない者

ロ 次のいずれかに該当する者(これに類する外国の者を含む。)

- (1) 金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による同法第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該通知があった日前に金融商品取引業(同法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。(1)及び次号へ(1)において同じ。)を廃止し、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (2) 金融商品取引法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に取引所取引業務(同項に規定する取引所取引業務をいう。(2)及び次号へ(2)において同じ。)を廃止したことにより金融商品取引法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者(同法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。(2)及び次号において同じ。)(当該通知があった日前に取引所取引業務を廃止することについての決定(当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- (3) 金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に電子店頭デリバティブ取引等業務（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。(3)及び次号へ(3)において同じ。）を廃止したことにより金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（同項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者をいう。(3)及び次号において同じ。）（当該通知があった日前に電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (4) 金融商品取引法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者（同法第六十三条第二項の規定による届出をした者をいう。(4)及び次号において同じ。）の地位を承継した旨の同法第六十三条の二第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る特例業務届出者であった者とし、当該通知があった日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (5) 金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (6) 金融商品取引法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分

に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者（同法第六十三条の九第一項の規定による届出をした者をいう。(6)及び次号において同じ。）の地位を承継した旨の同法第六十三条の十第二項の規定による届出又は同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者であつた者とし、当該通知があった日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- (7) 金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第六号若しくは第七号に該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (8) 金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に金融商品仲介業（同法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。(8)及び次号へ(8)において同じ。）を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (9) 金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項第一号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に信用格付業（同法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。(9)及び次号へ(9)において同じ。）を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、又は信用格付業に係る事業の全

部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていない者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(10) 金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に高速取引行為（同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為をいう。次号において同じ。）に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(11) 金融商品取引法第六十六条の八十五第一項の規定による同法第六十六条の七十一の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の八十三第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に投資運用関係業務受託業（同法第二条第四十四項に規定する投資運用関係業務受託業をいう。(11)及び次号へ(11)において同じ。）を廃止し、分割により投資運用関係業務受託業に係る事業の全部を承継させ、又は投資運用関係業務受託業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(12) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があった日前に金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。(12)及び次号へ(12)において同じ。）を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ハ 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取崩りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十

九号)、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)、預託等取引に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)、商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、信託業法(平成十六年法律第五十四号)、会社法(平成十七年法律第八十六号)、資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 第二条の規定による指定若しくは銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分(平成十九年金融庁告示第二十八号)第二条の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又はこれらに相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

三 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

イ 精神の機能の障害により適格格付機関の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。)であった法人が同法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、取引所取引許可業者であった法人が同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条第一項の許可を取り消されたことがある場合、電子店頭デリバティブ取引等許可業者であった法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であった法人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であった法人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の十一第

一項の規定による届出をした者であった法人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、信用格付業者であった法人が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受託業者（同法第二条第四十五項に規定する投資運用関係業務受託業者をいう。以下この号において同じ。）であった法人が同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）であった法人が同法第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。二において同じ。）を受けていた法人が当該同種類の登録若しくは許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた法人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消し又は命令の日から五年を経過しない者

ホ 金融商品取引業者であった個人が金融商品取引法第五十二条第一項の規定により同法第二十九条の登録を取り消されたことがある場合、特例業務届出者であった個人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった個人が同条第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、海外投資家等特例業務届出者であった個人が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった個人が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられたことがある場合、金融商品仲介業者であった個人が同法第六十六条の二十第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消されたことがある場合、高速取引行為者であった個人が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合若しくは投資運用関係業務受

託業者であった個人が同法第六十六条の八十五第一項の規定により同法第六十六条の七十一の登録を取り消されたことがある場合若しくは金融サービス仲介業者であった個人が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消されたことがある場合又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の登録を取り消されたことがある場合、金融商品取引法第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項の許可と同種類の許可（当該許可に類する許可その他の行政処分を含む。ホにおいて同じ。）を受けていた個人が当該同種類の許可を取り消されたことがある場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた個人が当該業務の廃止を命ぜられたことがある場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しない者

へ 次のいずれかに該当する者（これに類する外国の者を含む。）

- (1) 金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項又は第五十七条の六第三項の規定による同法第二十九条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融商品取引業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融商品取引業を廃止し、合併（金融商品取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により金融商品取引業に係る事業の全部を承継させ、又は金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (2) 金融商品取引法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る取引所取引許可業者（当該通知があった日前に解散をし、又は取引所取引業務を廃止することについての決定（当該取引所取引許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (3) 金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定による同法第六十条の十四第一項の許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定によ

る通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の七に規定する場合に該当する旨の同条の規定による届出をした場合における当該届出に係る電子店頭デリバティブ取引等許可業者（当該通知があった日前に解散をし、又は電子店頭デリバティブ取引等業務を廃止することについての決定（当該電子店頭デリバティブ取引等許可業者の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- (4) 金融商品取引法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の二第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同条第一項の規定により特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、これらの届出に係る特例業務届出者であった法人とし、当該通知があった日前に適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (5) 金融商品取引法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の五第三項の規定による適格機関投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同法第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であった法人とし、当該通知があった日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は適格機関投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- (6) 金融商品取引法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分

に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十三条の十第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出、同条第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同条第一項の規定により海外投資家等特例業務届出者の地位を承継した旨の同条第二項の規定による届出又は同条第四項に規定するときに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、これらの届出に係る海外投資家等特例業務届出者であった法人とし、当該通知があった日前に海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、合併（海外投資家等特例業務届出者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務を廃止し、又は解散をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(7) 金融商品取引法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定による海外投資家等特例業務の廃止の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第五十条の二第一項第三号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出又は同法第六十三条の十一第二項において準用する同法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同法第五十条の二第一項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であった法人とし、当該通知があった日前に合併（同項の規定による届出をした者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により海外投資家等特例業務に係る事業の全部を承継させ、海外投資家等特例業務に係る事業の全部の譲渡をし、又は海外投資家等特例業務を廃止することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(8) 金融商品取引法第六十六条の二十第一項の規定による同法第六十六条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の十九第一項第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る金融商品仲介業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融商品仲介業を廃止し、分割により金融商品仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融商品仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融商品仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に

限る。)をし、又は解散することについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(9) 金融商品取引法第六十六条の四十二第一項の規定による同法第六十六条の二十七の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の四十第一項各号のいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る信用格付業者であった法人とし、当該通知があった日前に信用格付業を廃止し、分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させ、信用格付業に係る事業の全部の譲渡をし、合併(信用格付業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、又は解散することについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(10) 金融商品取引法第六十六条の六十三第一項の規定による同法第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る高速取引行為者であった法人とし、当該通知があった日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併(高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(11) 金融商品取引法第六十六条の八十五第一項の規定による同法第六十六条の七十一の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融商品取引法第六十六条の八十三第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人(同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る投資運用関係業務受託業者であった法人とし、当該通知があった日前に投資運用関係業務受託業を廃止し、合併(投資運用関係業務受託業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。)をし、解散をし、分割により投資運用関係業務受託業に係る事業の全部を承継させ、又は投資運用関係業務受託業に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定(当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。)をしていた者を除く。)の役

員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

- (12) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第五号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出に係る金融サービス仲介業者であった法人とし、当該通知があった日前に金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部を承継させ、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をし、合併（金融サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、又は解散することについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト 個人であって、前号ロに該当する者

- チ 金融商品取引法第五十二条第二項、第六十条の八第二項（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二十第二項、第六十六条の四十二第二項、第六十六条の六十三第二項若しくは第六十六条の八十五第二項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任若しくは解職を命ぜられた役員又は金融商品取引法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において解任を命ぜられた役員でその処分を受けた日から五年を経過しない者

- リ 前号ハに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- ヌ 第二条の規定による指定を受けた法人若しくは銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分第二条の規定による指定を受けた法人が当該指定を取り消されたことがある場合又はこれらに相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の指定を受けていた法人が当該同種類の指定を取り消されたことがある場合において、その取消しの日前三十日

以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

四 格付に係る業務を公正かつ的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない法人

五 届出者が行う業務に関し他の法令の規定に違反していると認められる法人

6 第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者は、第三項各号に掲げる事項について変更があったときは、別紙様式第二号により変更届出書を作成し、その日から二週間以内に、金融庁長官にその旨を届け出なければならない。

7 第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者は、第四項各号に掲げる書類に記載した事項について変更があったときは、遅滞なく、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第四項各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）に記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

8 第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 利用可能格付機関でなくなったとき その法人を代表する役員

二 前条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき その法人を代表する役員

三 格付に係る業務を廃止したとき（分割により事業（格付に係るものに限る。以下この号において同じ。）の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。） その格付に係る業務を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした法人

四 合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者

五 破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

六 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

9 金融庁長官は、第一項の規定による届出をし、かつ、第二条の規定による指定を受けた者が、第五項各号又は前項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該指定を取り消すことができる。

10 第三項、第四項及び第六項から第八項までの規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第十四条の五に規定する方法をいう。）をもって行うことができる。

11 第四項及び第七項の規定により金融庁長官に提出する書類等は、英語で記載することができる。

12 前項の場合において、金融庁長官は、必要と認める場合に限り、同項の規定の適用を受ける者に対し、当該規定の適用がある書類等の全部又は一部について、その概要の訳文を付すことを求めることができる。

（客観性の基準）

第六条 第四条第一号の「客観性の基準」は、格付の付与に係る方針及び方法並びに業務を公正かつ

的確に遂行するための体制（次条において「業務管理体制」という。）が次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

- 一 厳格、かつ、体系的なものであること。
- 二 過去の格付の付与の実績に基づき定期的に検証が行われていること。
- 三 付与した格付について継続的な検証が行われ、財務状況の変化に応じて当該格付が更新されていること。
- 四 前三号に掲げる要件を一年以上継続して満たしていること。

（独立性の基準）

第七条 第四条第二号の「独立性の基準」は、業務管理体制が次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

- 一 格付の付与に影響を及ぼし得る政治的若しくは経済的な圧力又は格付関係者（金融商品取引法第六十六条の三十三第二項に規定する格付関係者をいう。以下同じ。）から独立した立場において適時に格付を付与するための措置が講じられていること。
- 二 格付の付与及び変更に当たって、取締役等の構成、株主等の構成、収益の構成及び人事又は報酬の体系その他の要因により利益相反のおそれがある場合には、これを防止するための適正な措置が講じられていること。

（透明性の基準）

第八条 第四条第三号の「透明性の基準」は、付与する格付（当該格付に係る格付関係者その他の者に対してのみ提供するものを除く。）を次に掲げる事項とともに公表するものであることとする。

- 一 格付の評価における主要な要素
- 二 格付関係者による格付の付与に係る手続への関与の有無
- 三 格付の付与に係る手続、方法及び前提に関する一般的な情報

（情報開示の基準）

第九条 第四条第四号の「情報開示の基準」は、次に掲げる事項を公表するものであることとする。

- 一 遵守すべき行動規範
- 二 格付関係者との間の報酬の取決めに関する一般的な内容
- 三 デフォルトの定義、格付の対象となる債務の満期又は残存期間の考慮方法及び各格付の定義を含む格付の評価方法
- 四 付与した格付ごとのデフォルト率の実績
- 五 付与した格付の遷移に関する情報

（人材及び組織構成の基準）

第十条 第四条第五号の「人材及び組織構成の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすために十分な人的構成及び組織等を整備していることとする。

- 一 面会その他の方法により格付関係者の取締役その他の者から信用力の評価のために必要な情報

の提供を継続的に受けること。

二 定性的な手法及び定量的な手法を統合した格付の付与に係る方法に基づき質の高い格付を付与すること。

(信頼性の基準)

第十一条 第四条第六号の「信頼性の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

一 付与する格付が、投資家、保険会社又は格付関係者の商取引の相手方等により広く利用されていると認められること。

二 機密の情報の不正な使用を防止するための措置が講じられていること。

(非依頼格付の濫用禁止の基準)

第十二条 第四条第七号の「非依頼格付の濫用禁止の基準」は、非依頼格付を付与する行為を利用して格付の付与に係る業務を依頼するよう格付関係者に求めていることとする。

(金融当局との協力の基準)

第十三条 第四条第八号の「金融当局との協力の基準」は、次に掲げる要件の全てを満たすための体制を整備していることとする。

一 格付の付与に係る方法に重大な変更があったときは、その旨及びその内容を金融庁長官に報告すること。

二 金融庁長官の求めに応じて、付与した格付その他関連する情報を報告すること。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和八年三月三十一日から適用する。

(適用日前の届出)

第二条 利用可能格付機関に該当する者は、令和八年三月三十一日前においても、第五条第一項の規定による届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、令和八年三月三十一日において同項の規定による届出をしたものとみなす。